

介護保険



利用者負担が変わります

一定以上の所得のある方は、介護保険サービスを利用したときの利用者負担が2割になります

これまで介護サービスを利用した場合には、一律にサービス費の1割をご負担いただいていたましたが、一定以上の所得がある方にはサービス費の2割をご負担いただくことになります。

要支援・要介護の認定を受けている方には、利用者の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を、7月下旬に送付しますので、ご確認ください。

被保険者区分	区分	対象	負担割合	
第1号被保険者(65歳以上の方)	本人の合計所得金額が160万円未満		1割	
	本人の合計所得金額が160万円以上	単身世帯	年金収入+その他の合計所得金額が280万円未満	1割
		2人以上世帯	同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が346万円未満	1割
		上記以外の場合		2割
第2号被保険者	すべて		1割	

食費・部屋代の負担軽減の対象者要件が変わります

介護保険の施設やショートステイを利用する場合の食費・部屋代について、低所得者の方を対象に負担軽減を行っています。負担軽減の対象となる要件に以下の要件が追加されます。

【追加要件】

- ①預貯金等＝単身世帯で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下
- ②配偶者の所得＝別世帯でも配偶者が市民税非課税であること（婚姻届を提出していない事実婚も含む）

高額介護サービス費の上限額が変わります

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の上限額が変わります。

同一世帯に65歳以上の現役並み所得相当（課税所得145万円以上）の方がいる場合、上限額が44,400円に引き上げられます。

■問合せ 長寿福祉課（市役所内線338）

国民健康保険加入の皆さんへ 高齢受給者証をお送りします

8月1日は国民健康保険高齢受給者証の更新日です。国保加入の70～74歳の方には、7月下旬に新しい高齢受給者証をお送りします。医療機関で受診する際には、保険証と一緒に高齢受給者証を提示してください。医療費が高額になる場合、医療機関の窓口でのお支払いが自己負担割合に応じた限度額までとなります（食事代や部屋代などは別途負担）。

■自己負担割合

高齢受給者証の送付時にお知らせします。

- 平成26年4月1日までに70歳⇒1割
- 平成26年4月2日以降に70歳⇒2割
- 誕生日にかかわらず一定の所得がある方⇒3割

■高齢受給者証の有効期限

新しい高齢受給者証の有効期限は平成28年7月31日までです。また、平成27年8月1日から平成28年7月31日までに75歳になる方は、誕生日の前日までです。

■問合せ 保険医療課（市役所内線253・254）

災害・失業等による国保税の減免

災害、失業、その他の事情で国保税を納めることにお困りの場合は、国保税の減免制度を設けていますのでご相談ください（概要は下表のとおり）。

事由	減免の基準	減免の内容
災害	風水害、火災、震災などにより家屋などの資産が30%以上被害を受けた場合	損害の程度、所得に応じて、納期限が未到来の保険税の8分の1～全額を減免
失業または休業	前年の所得が300万円未満の方で、引き続き3カ月以上の失業または事業の休業などにより保険税の納付が困難な場合（定年退職の場合は不可）	所得に応じて、納期限が未到来の保険税のうち、個人所得割分の2分の1～全額を減免
所得激減	世帯内の国保加入者の前年所得合計が300万円未満の世帯で、当該年の所得合計見込みが前年比で5割以下に減少し、保険税の納付が困難な場合	所得に応じて、納期限が未到来の保険税のうち世帯所得割分2分の1～全額を減免
給付制限	2カ月を超える収監などで、給付を受けられない期間があった場合	給付を受けられない期間の保険税の全額を減免

国保税はコンビニエンスストアで納付できるようになりました。1年分を一括で納付する場合は、期別の納付書をすべて、納付場所（納付書裏面に記載）へお持ちください。

■問合せ 保険医療課（市役所内線253・254）

広報紙をもっと身近に | 広報紙

アプリで「広報にしわき」が読める

スマートフォンやタブレット端末に向けて、電子書籍版「広報にしわき」の配信を開始しました。

専用ソフトを利用して、「広報にしわき」をいつでもどこでも手軽に読むことができ、気に入った記事の保存や共有も簡単にできるようになります。



まずは専用アプリをダウンロード

閲覧には、無料の専用アプリ「i 広報紙」が必要です。右のQRコードから市ホームページにアクセスし、専用サイト(AppStore またはGooglePlay)から専用アプリをダウンロードしてください。



※ご利用には別途通信料がかかります。

■問合せ 秘書広報課（市役所内線207）

防災行政無線の定時放送がメールで届く

「にしわき情報メール便」に登録を

西脇市では防災行政無線を通じて行政情報をお伝えしていますが、その内容を携帯メール等でお送りするサービスを実施しています。

■放送時間

平日＝午前6時50分と午後6時50分
日・祝日＝午前8時と午後6時50分

■メールを受信するには

メールを受け取るには、メール配信サービス「にしわき情報メール便」への登録が必要です。市ホームページからメールアドレスを登録し、画面の指示に従って入力をお願いします。「カテゴリの選択」では「西脇市お知らせメール」を選んで決定してください。右のORコードからもアクセスできます。



■問合せ 秘書広報課（市役所内線207）

※このサービスは行政情報をお届けすることを目的としています。気象情報や不審者情報、火災情報などの緊急情報は、「にしわき防災ネット」をご利用ください。登録方法は23ページに掲載しています。



市制10周年記念事業 まちづくりフェスタ

と き＝7月5日(日) 午前10時～午後3時
ところ＝生涯学習まちづくりセンター
主 催＝まちづくりフェスタ実行委員会
問合せ＝まちづくり課（市役所内線522）

市制10周年を記念して、まちづくりフェスタを開催します。まちづくりフェスタは、市民の皆さんの身近なところで「参画と協働のまちづくり」を実践している各地区のまちづくり団体やボランティア団体などの活動を紹介します。まちづくり活動に興味を持ち楽しんでもらう機会として開催します。ご来場いただき市民主体のまちづくりに触れてみてください。

■3階ホール

13：00～セレモニー(実行委員長、来賓等あいさつ)
13：15～西脇市まちづくり推進審議会によるまちづくりガイドラインの紹介
13：30～ラジオパーソナリティー 谷五郎氏講演会
演題『ふるさとに生きる』



谷五郎さん

■1階サロン

10：00～15：00
まちづくり活動パネル展示（各地区まちづくり団体やボランティア団体などの活動紹介）／7月11日まで展示

■館内各部屋

10：00～15：00
各種体験コーナー（木工クラブ、糸のこ工作、ミュージックケア、手織り体験、コットンボール人形づくりなど）、紙芝居『いのちとからだの10か条』、大リーグ研究家『今里純』特別展示

■屋外駐車場

10：00～15：00
まちづくり団体による模擬店の出店
・グルメコーナー（わたがし、ボン菓子の実演販売、ソフトクリーム、焼きそば、キャベツ焼きクラブ、焼きとうもろこし、かき氷、ひょうたん焼き）
・季節野菜、惣菜、弁当、飲物、寄せ植え、あじさい苗、などの販売
・お楽しみコーナー（ヨーヨー釣り、ボールすくい、おもちゃ市場）、寄せ植えの体験コーナー